

. E Uにおける最近の動き

E Uにおける基本的展開

E U (欧州連合) は、2005年までに「金融サービス行動計画 (FSAP: Financial Services Action Plan)」(99年5月発表)を実施することが目標。

E Uメンバーの25か国への拡大(2004年5月1日)及び欧州議会の選挙(6月中旬)を踏まえ、FSAP実施のための立法措置(規則(Regulation)及び指令(Directive))の採用期限は2004年4月。

ラムファルシー報告(2001年2月)による4段階のアプローチ。

レベル1 E C (欧州委員会)の立法提案を欧州理事会及び欧州議会の共同決定により採択。枠組み原則と実施権限の範囲に合意。

レベル2 実施措置を決定。「ヨーロッパ証券規制当局委員会(CESR)」(各国証券規制当局から構成、2001年6月設置)の技術的助言を踏まえ、「ヨーロッパ証券委員会(ESC)」(各国財務省等から構成、2001年6月設置)が投票し、E Cが採択。

レベル3 CESRが、統合的な実施・適用を確保するため、統合的ガイドラインや共通基準の策定、規制実務の比較やピアレビューを実施。

レベル4 E Cがメンバー国のE U立法への遵守状況をチェック。

最近のE U立法等の動向

FSAPに当初含まれていた合計42の措置のうち、36の措置を実施済み(2003年11月現在)。会計・監査に関わる措置は以下のとおり。

2002年7月 「国際会計基準(IAS)の適用に関する規則」を採択。

2003年5月 E Cが「E Uにおける法定監査の強化」を発表(注)。

(注)国際監査基準(ISA)の2005年からの義務的使用が目標。

2003年7月 「目論見書に関する指令」を採択(2003年12月31日発効、2005年7月1日施行)。

- 2003年9月 「IAS32号及び39号を除き9月14日現在のすべてのIASを採択する規則」を採択。
- 2003年11月 財務相理事会が「投資家保護及び透明性を増大するための指令案」(透明性指令)に政治的合意。
- 2004年3月(?) ECが第8会社法指令の改正案を提案(注)。
(注) 監査人監督の強化、高品質の監査基準の使用義務づけ等。

EUの目論見書指令及び透明性指令案

目論見書指令

EU域内における証券公募(public offering)又はEU域内の市場への上場(admission to trading on a regulated market)に適用。ただし、証券公募については、適格投資家への募集、加盟国ごとに100名(適格投資家を除く)未満への募集、投資家1名当たり募集毎に5万ユーロ以上取得する募集、発行単位5万ユーロ以上の証券の募集等が適用除外。

証券発行者は、原則として、IASに従った連結財務諸表の作成義務。ただし、EU域外の証券発行者(第3国の証券発行者)については、以下の場合には、母国の基準に従って作成された目論見書の使用が可能。

- ・ 目論見書がIOSCO(証券監督者国際機構)の開示基準を含む国際的な証券組織が定める国際的基準に従って作成されていること。
- ・ 財務情報を含む情報に関する義務が目論見書指令の下での義務と同等(equivalent)であること。 ECは、統一的適用を確保するため、実施措置(implementing measures)を採択可能

ECは、CESRの助言を踏まえ、2月13日に、目論見書指令を実施するための規則案を提案。EU域外の証券発行者の取扱いに関するポイントは以下。

- ・ IASまたはIASと同等の第3国の国内会計基準に従って財務諸表を作成すべき義務は、2007年1月1日までは、第3国の証券発行者(当該規則の発効時にEU域内でその証券が上場されており、かつ、第3国の国内会計基準に従って財務情報を表示している者)には適用されない。
- ・ この場合、目論見書に含まれる財務諸表が証券発行者の資産・負債、財務ポジション及び損益の真実かつ公正な概観(true and fair view)を示してい

ないならば、当該財務諸表はより詳細・追加的な情報を伴う。

- ・ 第3国の証券発行者は、2007年1月1日以降は、ECが定めるメカニズムに沿って同等性が確立された後に財務諸表を表示する。

透明性指令(EC案)

EU域内に証券が上場されている法的主体に適用。

年次報告書、半期報告書及び四半期声明の開示義務。ただし、5万ユーロ以上の発行単位の債券の上場等の場合は適用除外とされているが、新株予約権付社債(転換社債型と新株引受権付社債型のいずれも)は除外されていない。

EU域外の証券発行者の取扱いは、目論見書指令と同様。

既発行分に関連して一般的な適用除外(grandfathering)条項が設けられていない。

. 英国における最近の動き

英国の現行の上場基準

英国の上場規則(Listing)は、2000年金融サービス・マーケット法により、英FSA(金融サービス機構)が設定。

第3章(上場の条件)において、「上場申請企業は、その財務諸表について、その本国法に従って、かつ、すべての重要な点において英国GAAP、米国GAAPまたはIASに従って、作成しなければならない。」と規定。

第17章(海外企業)において、「FSAが海外企業の財務諸表について投資家の利益保護に適切な基準によって作成されたと満足する場合には、上記基準と異なる基準を受け入れることができる。」と規定。

英FSAの上場制度改革に関する協議文書

FSAが10月8日に提案。パブリック・コメント期限は2004年1月31日。FSAは、2004年第3四半期に規則案を提案予定。最終規則は、2005年春に公表し、夏に実施。目論見書指令の実施に合わせるスケジュール。

primary listings(英国で主に上場している)EU域外企業については、IASか米国GAAPの使用を義務づけることを提案。

secondary listings(英国以外で主に上場している)EU域外企業については、以下。

- ・ IASか米国GAAPの使用を義務づければ Global GAAP への動きの提案と整合的であるが、
- ・ それでは一部の重要な発行体が英国市場へのアクセスを拒否されることになるので、
- ・ secondary listings のEU域外企業がどの程度ヨーロッパの要件に従うべきかについて、市場の見解を知りたい。

平成16年1月27日

金融庁

英国金融サービス機構（FSA）の上場規則見直し提案への パブリック・コメント・レターの発出について

1. 金融庁は、1月27日、英国の金融サービス機構（FSA）が2003年10月に公表した上場規則の見直し提案に対して、パブリック・コメント・レターを発出しました。
2. 現行の英国の上場規則の下では、英国に上場している日本企業等が我が国会計基準に従って作成した財務諸表が受け容れられています。
ところが、今回の英国FSAの上場規則見直し提案では、英国以外で主に上場しているEU域外の海外会社に対して、国際会計基準（IAS）または米国会計基準（US GAAP）の使用を義務づけるべきかどうかについて、パブリック・コメントが求められています。
3. 英国の資本市場（シティー）では、日本企業などによる活発な財務活動が行われています。世界の主要市場の1つである英国資本市場が引き続き開放的かつグローバルな性格を維持することが重要です。加えて、会計ビッグバンなどを通じて、我が国の会計基準は国際的整合性のあるものとなっています。
4. 金融庁としては、このような観点から、今回、英国FSAの上場規則見直し提案に対し、英国資本市場において我が国会計基準を引き続き受け容れることを要請するパブリック・コメント・レターを発出することにしました。

（参考1） [英国の上場規則の見直し提案の概要](#)

（参考2） [パブリック・コメント・レターの概要](#)

（参考3） [パブリック・コメント・レター全文（英文）](#)

連絡・問い合わせ先

金融庁（TEL 03-3506-6000）

総務企画局 国際課

松尾（内線 3189）

総務企画局 市場課

企業開示参事官室

井上（内線 3651）

英国の上場規則の見直し提案の概要

1. 英国の現行の上場規則

英国の上場規則(Listing Rules)は、2000年金融サービス・マーケット法により、金融サービス機構(FSA)が設定。

現行の上場規則では、上場会社は、英国基準(UK GAAP)、米国基準(US GAAP)または国際会計基準(IAS)のいずれかの会計基準に従って財務諸表を作成する必要があるとされている(規則第3章)が、英国(ロンドン証券取引所)に株式を上場している海外会社(overseas company: 英国外の子会社)については、FSAが投資家保護に適切と認めたものであれば、これら以外の会計基準による財務諸表も受け容れられており(規則第17章)、実際、日本基準も受け容れられている。

2. 英国FSAの上場制度改革に関する協議文書

英国FSAは、2003年10月8日に、英国における上場規則の見直しについて政策方針を示す協議文書を公表。パブリック・コメント期限は、2004年1月31日。FSAは、2004年第3四半期に具体的な規則案を提案する予定。最終規則は、2005年春に公表し、夏に実施。EU(欧州連合)の目論見書指令(注)の実施に合わせるスケジュール。

(注)EU目論見書指令は、EU域内における証券公募または上場を行う発行者に対し、原則として目論見書の公表を義務づけるもの。2003年12月31日に発効し、2005年7月1日に施行。

この協議文書において、会計基準について以下のような提案がなされており、パブリック・コメントが求められている。

「英国で主に上場している(primary listing)」EU域外の海外会社について、IASまたは米国基準に従うことを義務づけることを提案するが、どのように考えるか。

「英国以外で主に上場している(secondary listing)」海外会社のための制度(注)は維持されるべきであるが、EU域外の海外会社について、情報の比較可能性を高めるため、IASまたは米国基準の使用を義務づけるべきかどうか。

(注)協議文書では、「英国における強力な海外からの上場市場の維持は、我々の規則目

的に包含されている。」とされている。

協議文書では、上記 の提案について、IASまたは米国基準の使用を義務づければグローバルな会計基準への動きの提案と整合的である一方、それでは一部の重要なEU域外の海外会社が英国市場へのアクセスを拒否されることを意味し得るとされている。そこで、英国以外で主に上場している、または上場を求めているEU域外の海外会社がどの程度ヨーロッパの要件に従うべきかについて、市場の見解を知りたいとしている。

(参考)英FSAの上場規則の見直し提案については、英国FSAのホームページに掲載されています。<http://www.fsa.gov.uk/pubs/cp/203/>

パブリック・コメント・レターの概要

1. 冒頭

英国は、世界の最も主要な金融センターの1つであるシティーを擁している。シティーは、そのフリー、フェア、グローバルな性格のおかげで、日本の証券発行者を含む外国の証券発行者の財務活動にとって、非常に魅力的な市場であり続けてきている。

2. 日本の証券発行者の懸念

最近、日本の証券発行者の間で、EU(欧州連合)の目論見書指令および透明性指令(案)におけるEU域外の証券発行者の取扱いについて、懸念が高まっている。これは、主として、これら指令が、EU域内で証券の公募・上場を行っている、または今後行う日本の証券発行者に対し、国際会計基準(IAS)に従って財務諸表を作成することを義務づけるかもしれないからである。

今回の英国の金融サービス機構(FSA)の提案についても、英国で主に上場している(primary listing)または英国以外で主に上場している(secondary listing)海外の証券発行者に対し、国際会計基準(IAS)または米国会計基準の採用を義務づけることを提案または示唆していることから、日本の証券発行者の間で懸念が高まっている。

米国には32社程度の日本企業が上場している一方、EUでは75社程度の日本企業が株式を上場しており、そのうち25社程度はロンドン証券取引所(LSE)に上場。また、少なくとも180の日本の証券発行者が転換社債(CB)やワラント付社債(WB)を含む債券をEU域内で上場しており、そのうち少なくとも108がロンドン証券取引所(LSE)に上場。

我々は、ヨーロッパの資本市場、特にシティーが、2005年の欧州資本市場の統合後も、日本の証券発行者にとって引き続き魅力的であることを切望。

しかしながら、仮に日本の証券発行者が国際会計基準(IAS)に従った財務諸表の作成を義務づけられ、日本の会計基準の使用が認められなければ、日本の証券発行者のシティーその他のEU市場における財務活動を妨げ、ロンドン証券取引所その他のEUの証券取引所からの上場廃止を促し、日本の証券発行者の日本国外での財務努力の焦点がEU以外の市場に移行することとなり得る。

このような結果は、資本市場のグローバル化に沿っていないし、英国経済、EU

経済や日本経済にとっても望ましくないだろう。

我々は、そのような状況を回避し、シティーを含む世界の資本市場の開放的かつグローバルな性格を維持することが、我々相互の利益にかなっていると考えている。この点で、英国FSAが「英国における強力な海外からの上場市場の維持は、我々の規則目的に包含されている。」と考えていることを歓迎。

3. 我が国会計基準の継続的な受容れの要請

我々は、英国FSAに対し、英国以外で主に上場している制度の維持、ロンドン証券取引所に上場する日本企業が、国際会計基準(または米国会計基準)と同等のものとして日本の会計基準を引き続き使用することを認めることを、真摯に要請する。

金融庁が、既にいくつかのEU企業に対し、日本の資本市場において、国際会計基準(IAS)に従った財務諸表の使用を認めていること、18社の英国企業に対し、英国会計基準に従った財務諸表の使用を認めていることが留意されるべき。

「金融ビッグバン」の一環として行われた「会計ビッグバン」などを通じて、日本の会計基準は急速に整備され、国際的な会計基準と整合性のあるものとなっている。連結会計、退職給付会計、税効果会計、金融商品の時価会計、固定資産の減損会計や企業結合会計などを整備。別添に日本の会計基準の最近の整備状況を添付(省略)。

我々は、日本の会計基準が、2003年6月のG8首脳宣言「成長の促進と責任ある市場経済の増進」における「質が高く、国際的に認知されている会計基準」の1つであると考えている。また、我々は、民間の会計基準設定主体として2001年7月に設立され企業会計基準委員会(ASBJ)が、引き続き、国際的に認知されている他の主要な会計基準の整備に沿って日本の会計基準の改善を図るものと考えている。

したがって、日本の会計基準の使用は、データの比較可能性を確保するものと確信。

我々は、英国FSAに対し、日本の会計基準について説明する用意がある。

(以上)



FINANCIAL SERVICES AGENCY
GOVERNMENT OF JAPAN
3-1-1 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100-8967 Japan

January 27, 2004

Mr. Richard Brearley
UK Listing Authority
The Financial Services Authority
25 The North Colonnade
Canary Wharf
London E14 5HS
United Kingdom

Re: Review of the Listing Regime

Dear Mr. Brearley,

As Deputy Commissioner for International Affairs of the Financial Services Agency of Japan ("Japan FSA"), I am pleased to submit this letter on behalf of the Japan FSA in response to the request of the Financial Services Authority of the United Kingdom ("UK FSA") for comments on its proposal for modernizing and simplifying the Listing Rules in the UK ("Proposal"), which was published on October 8, 2003.

The UK hosts one of the most major financial centers of the world, namely the "City." The City has continued to be a very attractive market for the financial activities of foreign issuers, including Japanese issuers, thanks to its free, fair and global nature. We recall that the goal of our announcement of the so-called "Financial Big-Bang" in 1996 was to make Tokyo one of the major international financial centers, like London, based on the notion of free, fair and global markets. We have continuously implemented measures for securities markets reforms, and have committed to further reforms in line with international developments, including those in the UK.

Recently, there has been growing concern among Japanese issuers regarding the treatment of non-EU issuers under the Prospective Directive and the draft Transparency Directive of the European Commission, mainly because of the possibility that these Directives may require Japanese issuers who have made or will make public offerings of or have listed or will list their securities within the EU to prepare their financial statements in accordance with International Accounting Standards (IAS).

The Proposal has also raised concern among Japanese issuers because it is proposed or suggested in the Proposal that overseas issuers with a primary listing or a secondary listing would be required to use IAS or US GAAP.

While there are approximately 32 Japanese issuers listed within the United States, there are approximately 75 Japanese issuers with shares listed within the EU, of which approximately 25 Japanese issuers are listed on the London Stock Exchange ("LSE"). There are also at least 180 Japanese issuers whose bonds, such as convertible bonds (CB) and warrant bonds (WB), are listed within the EU,

including at least 108 Japanese issuers listed on the LSE.

We sincerely hope that the European capital markets, in particular the City, will continue to be attractive to Japanese issuers following the integration of the European capital markets in 2005. However, if Japanese issuers were required to prepare their financial statements in accordance with IAS, and not allowed to use Japan GAAP, this could discourage their financial activities within the City and other EU markets, encourage their delisting from the LSE and other EU securities exchanges, and shift the focus of Japanese financing efforts outside Japan to non-EU markets. It is rightfully pointed out in the Proposal that "this could mean that some significant issuers are refused access to our markets." Such an outcome would neither be in line with the globalization of capital markets nor desirable to the economies of the UK, EU, and Japan. We believe it is in our mutual interest to avoid such an adverse situation and to maintain the open and global nature of world capital markets, including the City. In this context, we welcome the UK FSA's views that "the maintenance of a strong overseas listed market in the UK is encompassed by our regulatory objectives."

From this viewpoint, we respectfully request the UK FSA to retain secondary listings and to continue to allow Japanese issuers with a primary listing or a secondary listing on the LSE to use Japan GAAP as equivalent to IAS (or US GAAP). It should be noted that the Japan FSA has already permitted some EU corporations to use financial statements prepared in accordance with IAS in the Japanese capital markets, in addition to permitting the use of financial statements by 18 UK corporations prepared in accordance with UK GAAP.

Through the so-called "Accounting Big Bang" in the late 1990s and early 2000s as a part of our "Financial Big-Bang," Japan GAAP has been rapidly developed and has become consistent with international accounting standards. Recently developed or revised and implemented accounting standards under Japan GAAP include the standards for Consolidated Financial Statements, Retirement Benefits, Deferred Taxes, Fair Value Accounting for Financial Instruments, Impairment of Fixed Assets, and Business Combinations. The Annex to this letter shows a list of the recent development in Japan GAAP. We believe that Japan GAAP is one of the "high quality, internationally recognized accounting standards" mentioned in the G8 Declaration on "Fostering Growth and Promoting a Responsible Market Economy" in June 2003. We also believe that the Accounting Standards Board of Japan ("ASBJ"), a private accounting standards setting body established in July 2001, has committed to continuously improve Japan GAAP in line with developments in the other major internationally recognized accounting standards including IAS or International Financial Reporting Standards ("IFRS") and US GAAP. Therefore, we are confident that the use of Japan GAAP ensure comparability of data. We will be prepared to explain Japan GAAP to the UK FSA.

We would greatly appreciate it if you would seriously consider our views.

Yours Sincerely,

Makoto Hosomi
Deputy Commissioner for International Affairs
Financial Services Agency, Japan

ANNEX

Development of Internationally Consistent Accounting Standards in Japan

Major Accounting Standards Reviews	Status	Implemented for financial statements for fiscal years beginning on or after
Consolidated Financial Statements	Revised June 1997	April 1, 1999
Consolidated Cash Flow Statements	Issued March 1998	April 1, 1999
Research and Development Costs	Issued March 1998	April 1, 1999
Interim Consolidated Financial Statements	Issued March 1998	April 1, 1999
Retirement Benefits	Issued June 1998	April 1, 2000
Deferred Taxes	Issued October 1998	April 1, 1999
Fair Value Accounting for Financial Instruments	Issued January 1999	April 1, 2000
Foreign Currency Transactions and Financial Statements	Revised October 1999	April 1, 2000
Impairment of Fixed Assets	Issued August 2002	April 1, 2003 (voluntary basis) April 1, 2005
Business Combinations	Issued October 2003	April 1, 2006